

介護老人保健施設 青山：入所サービス利用料(日額)平成30年4月1日以降

介護老人保健施設サービス費	1単位×10.45円		介護老人保健施設サービス費(i)		介護老人保健施設サービス費(iii)	
			従来型個室		多床室	
要介護度1	利用単位		698単位		771単位	
	1割負担額		約730円		約806円	
要介護度2	利用単位		743単位		819単位	
	1割負担額		約777円		約856円	
要介護度3	利用単位		804単位		880単位	
	1割負担額		約841円		約920円	
要介護度4	利用単位		856単位		931単位	
	1割負担額		約895円		約973円	
要介護度5	利用単位		907単位		984単位	
	1割負担額		約948円		約1,029円	
夜勤職員配置加算			24単位	初期加算 (入所日から30日以内)		30単位
			約25円			約32円
短期集中リハビリテーション実施加算 (入所日から3ヶ月以内)			240単位	認知症短期集中リハビリテーション 実施加算		240単位
			約251円			約251円
認知症ケア加算			76単位	若年性認知症 利用者受入加算		120単位
			約80円			約126円
外泊時費用(6日を限度)			362単位	特別療養費 (厚生労働大臣が定めた単位数)		単位×10円
			約379円			
在宅復帰支援機能加算			5単位	在宅復帰・在宅療養支援機能加算		27単位
			約6円			約29円
栄養マネジメント加算			14単位	療養体制維持加算		27単位
			約15円			約29円
経口移行加算			28単位	療養食加算(1食毎)		6単位
			約30円			約7円
褥瘡マネジメント加算(1ヶ月)			10単位	排泄支援加算(1ヶ月)		100単位
			約11円			約105円
経口維持加算(I)			400単位	経口維持加算(II)		100単位
			約418円			約105円
口腔衛生管理体制加算 (1ヶ月)			30単位	口腔衛生管理加算 (1ヶ月)		110単位
			約32円			約115円
入所前後訪問指導加算I(1回)			450単位	入所前後訪問指導加算II(1回)		480単位
			約471円			約502円
退所前訪問指導加算(1回)			460単位	退所後訪問指導加算(1回)		460単位
			約481円			約481円
退所時指導加算(1回)			400単位	退所時情報提供加算(1回)		500単位
			約418円			約523円
退所前連携加算(1回)			500単位	老人訪問看護指示加算		300単位
			約523円			約314円
緊急時治療加算 (3日を限度)			511単位	所定疾患施設療養費 (7日を限度)		305単位
			約534円			約319円
認知症専門ケア加算(I)			3単位	認知症専門ケア加算(II)		4単位
			約4円			約5円
認知症行動・心理症状 緊急対応加算			200単位	認知症情報提供加算		350単位
			約209円			約366円
地域連携診療計画 情報提供加算			300単位	サービス提供体制強化加算(I)イ		18単位
			約314円			約19円
ターミナルケア加算			死去日1650単位約1725円:2~3日前820単位約857円:4~30前160単位約168円			
介護職員処遇改善加算(I)			上記の利用単位数の1ヶ月分利用合計単位数×39/1000が利用 単位数になる		左記の単位数に 約10.45×0.1円	

*上記は1割負担額を記載しております。2割負担額の方は、上記の約2倍の額になります。

項目	市区町村民税世帯区分				
	第4段階	第3段階	第2段階	第1段階	
食費(食材費)	朝食	290円/食	*1	*1	*1
	昼食(おやつ含む)	720円/食	650円/日	390円/日	300円/日
	夕食	590円/食			
滞在費:多床室	530円/日	370円/日*2	370円/日*2	0円/日*2	
滞在費:従来型個室	2000円/日	1310円/日*3	490円/日*3	490円/日*3	
日用品費・教養娯楽費	各100円/日	電気代(器具1品):税込み		100円/日	
洗濯代(業者洗濯):税込み	600円/日	コインランドリー代1回:税込み		100円/日	
レンタルテレビ:税込み	200円/日	死亡診断書・死亡処置費		各15000円/回	
インフルエンザ接種費用	実費				
理美容代(1080~6480円)	実費	特別な行事費・嗜好品等買い物代		実費	

◎ *1、*2、*3については、介護保険負担限度額認定証の交付を受け、利用時に当施設に提示していただいた場合に限り上記の通り、費用の計算(対応)を行います。

◎ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は相当な額に変更する。又その時点で、内容や事由の説明を行うものとする。